

令和4年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年9月1日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまから令和 4 年度第 4 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

今回の議事は 3 件ございます。事前にお送りいたしました資料 1 0 から資料 1 2 のとおりとなります。また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」についても送付させていただいております。各案件の説明時に、それぞれ使用する資料をご確認いただければと存じます。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【会 長】資料について不足などはないですか。それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は、資料を読み上げるのではなく、要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、まず資料 1 0、「児童相談業務における都児童相談センターとの外部結合について」であります。説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭支援課】子ども家庭支援課の児童相談支援担当の高野でございます。よろしくお願いいたします。資料 1 0、それから資料 1 0-1 を用いてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

こちらの諮問でございます、件名は「児童相談業務における都児童相談センターとの外部結合について」でございます。事業の概要でございます。現在、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターは日常的に連携をしております。主に児童虐待の案件について情報共有を図って、役割分担の上、対応してございます。現在の情報共有の方法ですが、個人情報を削除した送付書などの書類を F A X 等で送付した後、電話連絡等を図って、どちらが対応するのがふさわしいかなどの協議を行っているところでございます。一方で、他区では、東京都との連絡において地方公共団体情報システム機構の L G W A N ポータルサイトの活用を行っております。こちらを活用することで情報保護対策を図りながら、効率的、速やかな情報連携が図られておりますので、本区においても同じ仕組みを導入したいと考えております。

結合される情報項目は、個人の範囲としまして、児童虐待を受けた児童及びその世帯の情報になります。こちら基本情報のほかに虐待に関する内容について共有するところでございます。結合の相手方は、都児童相談センターとなります。

こちら、結合の開始時期につきましては、本審議を経た上で、可能であれば9月1日から開始したいと考えております。情報保護対策については、新宿区の個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報保護対策を講じるということで、項番1から7における対応に留意しながら行っていきたいと思っております。また、情報セキュリティアドバイザーからの助言をいただきまして、項番5のとおり、確認措置についてパスワード等の更新を定期的に行っていく運用を考えております。

資料10-1をご覧ください。左側、緑の囲みの四角の、子ども家庭支援センター、こちらで、区で対応するお子さんたちの情報を管理しております。同様に、右側の都児童相談センターにも、都で対応するお子さんの情報について管理を行っているところでございます。都・区の相互の情報共有に関しまして、LGWANポータルサイト、こちらの掲示板機能を用いて、共有を図りたいと考えております。こちら、丸囲み数字で、白抜きの1から4番まで、こちらは区発信の連絡の流れでございます。区から都に情報提供する場合について、LGWAN回線を通して、LGWANポータルサイトの掲示板機能の中に、児童の情報を送ります。こちらを、都の職員がデータを確認し、情報の管理を行います。反対に、黒の囲みの1から4番が都から区への情報の発信の流れになってございます。紙文書は、施錠をしたキャビネットにて管理を行います。

ご説明は以上になります。

【会 長】 それでは、事務局から情報セキュリティアドバイザーのご意見をご紹介ください。

【区政情報課長】 それでは、セキュリティアドバイザーからの意見をご紹介させていただきます。こちらアドバイザーから助言をいただいております。内容といたしましては、運用上の対策、システム上の対策は十分にとられているものの、さらに以下の内容について助言する。

LGWANポータルサイトの利用に当たっては、定期的にユーザーID、パスワード等の確認措置をとり、担当職員以外の利用はできないようにすることが望ましいとの意見をいただいております。これを受けまして、担当課といたしましては、LGWANポータルサイトの利用に当たっては、ユーザーID、パスワード等の確認措置、こちら3カ月毎に更新ですが、確認措置をとり、担当職員以外の利用ができないようにするといった措置をとるといったところでございます。

事務局からは以上でございます。

【会 長】 それでは、本件についてご質問かご意見ございませんか。松井委員。

【松井委員】情報セキュリティアドバイザーからの意見ということで、それを受けての対応についての質問なのですが、これは、ID、パスワード等の確認措置（3カ月毎に更新）とあるのですが、これは3カ月毎にパスワードを更新しなさいということなのでしょうか。

【子ども支援家庭課】そのようなご意見をいただきましたので、そのような対応をとりたいと考えております。

【松井委員】数年前だと思いますが、国からはパスワードの定期更新は不要だと、逆にセキュリティ上、リスクがあるため方針転換されていると思うのですが、新宿区では引き続き、パスワードについては定期更新というポリシーでいかれるのでしょうか。

【区政情報課長】それでは、事務局からご説明します。今、松井委員がおっしゃったとおり、総務省からは、そのような推奨がされているところがございますが、新宿区といたしましては、専門家であるセキュリティアドバイザーからこういったようなご意見いただいておりますので、今回こちらにつきましては、定期的にパスワードを変更する対応をさせていただきながら、運用していきたいと考えているところでございます。

【松井委員】つまり、パスワード管理について、3カ月毎に更新するというのが新宿区のセキュリティポリシーで決まっているわけではなくて、このセキュリティアドバイザーの助言ということなのでしょうか。

【区政情報課長】セキュリティポリシーで、そこは3カ月毎とか、何カ月毎と決められているわけではございませんが、それぞれのシステムに応じて、今回のこちらにつきましては、3カ月といった形でご助言いただいておりますので、こういった形で運用していきたいと考えております。

【松井委員】ありがとうございます。そうしますと、このデータベースは、新宿区の担当者の方と、都の新宿区対応の方がお使いになるということなので、その両者のパスワードを3カ月毎に更新するというのでしょうか。

【子ども家庭支援課】区側の担当者のパスワードを3カ月毎に変更していきたいと考えております。

【松井委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ありますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】私もパスワードの認証について伺いたいのですけれども、パスワードのルールみたいな話を前回事務局にはしたことがあったのですがけれども、桁数ですとか、例えば英語の大文字、小文字と、そして記号と、10桁、データで見たら2,785京パターンあると、これ

ぐらいあれば安心だという話なのですけれども、このあたりのルールというのは、覚えやすいとかそういったものでやっているのか、そのあたりはどういう対応をされているのでしょうか。

【区政情報課長】先般、そういったご指摘を受けまして、まだ自動的にランダムにというようなシステムを導入しているわけではございませんが、複数の記号を混ぜるなど、複雑なパスワードを設定し、運用するよう全庁的に通知を出しているところでございますので、今回このシステムを運用する際についても、分かりづらい、要は、読み取りづらいようなパスワードを設定していただきまして、運用していただくようにこちらもお伝えしているところでございます。

【伊藤委員】ありがとうございます。パスワードを変えるという話がさっきあったので、変えるときにパターンがあると問題だと思うので、そこは特に、どういう方法にするかというのは、システム運用を変えるというお話をされるといいのかなと思います。

あと、もう1点なのですけれども、LGWANポータルサイトにこれまでアクセスを子ども家庭部でしていたことがあるかというか、子ども家庭支援センターからアクセスというふうにして書いてあるのですけれども、アクセスできる環境があって、実際に使っていたのでしょうかというところと。あと、このサイトに入るためにIDとパスワードで入れるというところまで分かったのですけれども、ほかの要素を加えて、ただIDとパスワードだけだと、それを知っている人が入れたりとか、それを伝えて、別の人が入ると、そういう話に、場所的にかなり制約はあるとは思いますが、担当者間で不正ということもあり、可能性はかなり低いとは思いますが、できてしまうということなので、その辺というのはどういう対応をされているのでしょうか。

【子ども家庭支援課】これまでの使用状況というところですが、子ども家庭支援課では、こちらのLGWANポータルサイトは現在まで使用はしておりませんでした。ただ、アクセスできる環境にはございます。それからパスワードの設定についてです。そちら、これから検討して決めていくことにはなるのですが、現時点での考えとしましては、児童相談所の新宿担当と、こちらの子ども支援センターも、担当の個人として対応しているわけではなくて、それぞれチームとして対応しておりますので、そちらは共有のものになるかとは考えております。ただ、そのパスワードの管理については約束事をつくっていきたいと考えております。

【伊藤委員】ありがとうございます。これからの話だとは思いますが、チームとして対応しているということで、特権的なアカウントが使い回されるみたいな話は、実はあまりい

い話ではないということになっておりまして、このポータルサイトで複数のアカウントを発行して管理できるのであれば、当然そっちのほうが望ましいと思うし、何か問題があれば、止めればいいということになると思うのですけれども、これはこのLGWANポータルサイトの仕様としてはそもそもできることなのではないでしょうか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

【子ども家庭支援課】新宿区の子ども家庭支援センター、5所ございますが、5つの掲示板をつくれれば、そういった管理は可能かと思しますので、検討したいと思います。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。できれば、アカウントは分けたほうが望ましいと思います。先ほどちょっと質問したのですけれども、例えば、ID、パスワード以外の方法も併せて、ここのサイトにログインをして管理をしているかという、このあたりの仕様はどうなっているのでしょうか。

【子ども家庭支援課】申し訳ありません。その辺は確認させていただきたいと思います。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。まだ分からないということだとは思いますが、もし可能であれば、ID、パスワードプラス何かでやったほうが安全だといったことを、LGWANポータルサイトもそういうふうに推奨しているはずなので、そのあたりの仕様を確認していただいて、できる限り、ちょっと手間がかかって本当に恐縮ではあるのですけれども、破られにくいような仕組みを使って運用いただければいいと思います。以上です。

【木もと委員】LGWANの掲示板機能というものについて、私、把握をしていなかったのですけれども、この掲示板機能というものをもう少し詳しく教えていただきたいのと、扱いとしては、これはいわゆる自動照合等々と同様な形で、しっかりとログインしなければ見られない状況とか、情報としてこの掲示板の内容というのはずっと残っていくのかとか、そのあたり教えていただければと思っています。

【子ども家庭支援課】LGWANで利用できるサービスといたしまして、LGWANポータルサイト、それからサービス体系の中に、接続団体同士の情報交換、情報共有のためのサービスとして、掲示板機能というものがございます。こちらを今回活用したいと考えているところでございます。

【木もと委員】当然これはログインしなければ見られないということによろしいでしょうか。

【児童相談支援担当】おっしゃるとおりでございます。

【木もと委員】分かりました。これ支援室、児相関係の個人情報というのは非常に重要だと、ほか以上に、子どもたちの命にも関わる可能性もある非常に大事なものだとして認識しているところだと思います。そういう意味で、これまで、都と区の間において、ファクス、書類など個人情報を削除したものというような形でやっていたというのは、個人情報は大事なのですが、利便性とかいろいろな環境の中で、そんなことをやっていたのかと思った部分があるのですが、都内の他区において、現在どのぐらいの自治体がこれまでの形をやっていて、L G W A N 回線等々を使った形では、どれぐらいの市区町村がやっているのか、そのあたりのこと。また、先進的にやっているところはどれぐらい前からやっているのかとか、そのあたり分かれば教えていただければと思います。

【子ども家庭支援課】全区的な状況は把握していませんが、新宿区を担当している東京都の児童相談センターの第3担当、ほかに3区も管轄しております。台東区、千代田区、中央区、新宿区という4区に対応しておりますが、こちらの新宿区を除く区では既にL G W A N を活用した情報共有を行っているというところを伺っております。

【木もと委員】分かりました。もう、やっているのですかね。それまでで、個人情報に関する漏洩ですとか、そういうような事故等々はないのかとか、そのあたりを把握していれば教えてください。

【子ども家庭支援課】こちらを活用したことでそうした事故は伺っておりません。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問。

【津吹委員】現実的な運用の中で、多分、子ども家庭支援センターと学校ですとか、幼稚園ですとか、保育園との連携など、多分こういう案件が多くなると思うのですが、そういう場合、ここの情報連携の中で、区の中に全部そこから入ってしまうのか、そうではなくて、支援センターの外部に、学校だとか幼稚園だとか保育園だとか、そういうところと連携、ルートというか、学校なんかそういう情報が見える状況になるのか、その辺ご確認をしたいのですが、お願いします。

【子ども家庭支援課】今回の情報連携に関しては、都の児童相談センターと各子ども家庭支援センター、双方だけの情報共有と考えております。

【津吹委員】具体的には、学校とか、そういった連携をするときには、どういったやり取りというのが。ネットを使ってなのか、電話だけなのか、ファクスなのか、そこは今後どうなるのでしょうか。

【子ども家庭支援課】学校であるとか、保育園、区内の関係機関との情報共有に関しましては、これまで同様、電話連絡等でさせていただきたいと考えております。

【伊藤委員】さっき聞くのを1個漏れておりまして、結合の形態のこと、RDS環境というのが書いてあるのですけれども、これは具体的にはどういう環境を指しているのでしょうか。

【子ども家庭支援課】こちらのRDS環境は、課のイントラネットの環境を指してございます。

【伊藤委員】分かりました。RDSって書いてあると、リモートデスクトップとか、そういうのかなと思ったのですが、これは単に区のイントラネットのことをRDSというふうと呼ぶことがあるということなのですか。

【子ども家庭支援課】そのとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見、川野委員。

【川野委員】川野でございます。1点お伺いしたいのですけれども、そもそも、先ほどからお話にあるように、かなりセンシティブな情報を扱うということですが、先ほどのお話にあったとおり、区内に子ども家庭支援センターが5カ所あるということで、そういった話が断片的にはあったのですけれども、パソコン、PCの数だとか、そういった掲示板にアクセスできる人数とか、大体の規模感というのはどのぐらいなのでしょう。

【子ども家庭支援課】区の中での子ども家庭支援センター、こちらの情報共有に関しましては、子ども家庭支援システムというもので、5つの子ども家庭支援センターが同じシステムを使って共有してございます。利用している人数といたしましては、相談員が30名ほど、そのほかに、心理や保健師等の専門職がいます。大体の規模感はそういったところです。

【川野委員】そうすると、あと、先ほどもう1個が、PCの数なののですけれども、そういったものも子ども家庭支援センターに備えつけてあり、それぞれの支援センターに1台か2台かあるのでしょうか。

【子ども家庭支援課】こちらの子ども家庭支援システムに関しては、職員1人1人に割り当てられております、イントラネット環境上でのシステム会議となっております。そのため、子ども家庭支援センターに1台というわけではなく、職員のパソコンの中からアクセスできる状況にございます。そちらのアクセスに関しても、パスワード設定と、正当に利用できる職員数は管理しております。

【川野委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。松井委員。

【松井委員】このLGWANの掲示板を使うIDは、先ほど聞き漏らしただけかもしれませんが、5センターあるので、5IDということではよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課】現状ではそう考えておりますが、利用の仕方について、ほかの区の状況も伺いながら、設定を考えていきたいと思っております。

【松井委員】そうしますと、先ほどちょっとお話出ました、複数人で同じIDを共有することなので、1の方がログインしているときは、同じセンター内のほかの職員の方は使えないとか、重複してログインはできないということではよろしいでしょうか。そうすると、業務が滞ってしまうのではないのでしょうか。

【子ども家庭支援課】確かに、1人の職員が見ているときには、ほかの職員は確認ができない状況にはなりますが、毎日決まった時間に確認を行ったり、連絡をいただいて情報を確認することですので、複数で1つの情報を見る必要はないと考えております。

【松井委員】ありがとうございます。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は、諮問事項ですので、特別ご意見がないようでしたら、承認ということにいたしますが、承認でよろしゅうございますか。

本件は、承認ということで終了いたします。

次は、資料11「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について（変更）」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【ワクチン調整担当副参事】健康づくり課長でワクチン調整担当を兼務しております羽山と申します。よろしく申し上げます。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、資料11、続きまして、資料11-1でございます。続きまして、資料11-2がA3版の1枚。続きまして、資料11-3というのが「全項目評価書」と書いてあります。そして、最後に参考11-1が「しきい値判断」になります。資料については以上でございます。

それでは、ご説明を始めさせていただきます。最初に、資料11の2ページ目をご覧ください。上から5個目の、事業内容のところ。項番1番、特定個人情報保護評価についてでございます。特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、当該特定個人情報ファイルの取扱いを自ら評価するものと規定がございます。本件事務につきましては、令和3年度第6回と第9回本審議会に

おきまして、特定個人情報保護評価（PIA）についてご報告をしまして、ご了承をいただいている案件となります。

今回、改めてご報告する特定個人情報保護評価（PIA）のポイントにつきましては、今のところの項番2番のところですが、項番2番の2つ目の段落、「この度」のところからになります。ここがポイントとなります。この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付、コンビニ交付といいますが、を令和4年7月から開始をいたしました。このことにより、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報保護の取扱いが生じたため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更が必要になったことから実施するものと記載してございます。

資料に記載していない報告ではありますが、証明書のコンビニ交付について若干補足的にご説明をしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書といえますのは、ワクチンの接種履歴を公的に証明する証明書のこととなります。主に、海外渡航を目的としまして、紙ベースで証明書が必要な方というのは、これまで従前は、申請書を紙ベースで、各自治体に申請をしていただきまして、各自治体が、ワクチン接種記録システム、VRSといいますが、そちらを参照して、そちらに記載された記録に基づきまして、証明書を発行してございました。国が、利用者の利便性の向上の観点から、令和4年7月からマイナンバーカードをお持ちの方につきましては、お近くのコンビニのキオスク端末で直接、紙ベースの証明書を発行できるように取扱いを変更しているものでございます。システムは違うのですけれども、イメージとしては、住民票ですとか、税証明のコンビニ交付をイメージしていただければと思います。

コンビニ交付のシステム自体は全国一律の取扱いになるのですけれども、このコンビニ交付のシステムに参加するかどうかというのが、各市区町村の判断に委ねられるということが国から示されました。新宿区としましては、検討した結果、区民の利便性向上の観点からコンビニ交付に参加するという判断をしたものでございます。ちなみに申し上げますと、各自治体とは、23区は当然23区全部参加しておりますし、市部の1つだけ参加していないところがあるのですけれども、他の25市は参加しております。町村部は、島しょと、島の部分がありますので、参加していない自治体も幾つかありますが、基本的には全国的に見ても多くの自治体に参加している状況になります。コンビニ交付のシステムに参加をする判断をした自治体、全国の市区町村は、特定個人情報に関する規則第9条第2項の規定「緊急時の事後評価」の適応

対象になり得ると国及び個人情報保護委員会から見解を示されておりますので、既に7月からシステム自体は稼働しておりますが、事後的に評価を実施するというものになります。

それでは、参考11-1、一番最後の資料です。しきい値判断の表をご覧くださいと思います。このしきい値判断の資料は何度もご覧いただいているかと思いますが、新宿区の場合は、対象人口が全人口の34万人ということになりますので、対象人口30万人以上のところになりまして、一番左側の赤いところになります。ちなみに、今回は基礎項目のところについては変更がございませんので、基礎項目評価は行わずに、全項目評価だけということになっています。

それでは、続きまして、資料11-3をご覧くださいと思います。ちょっと厚めのホチキスどめの11-3「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」をご覧くださいと思います。こちらが変更後の全項目評価書になります。ポイントとなりますのが8ページです。8/42ページのところをご覧くださいと思います。こちらが別添1、事務の内容と書いてあるのですが、さすがに文字が小さいということがございますので、こちらを拡大したのが資料11-2のA3版の資料になります。中身は全く同じになります。資料が行ったり来たりなのですが、資料11-2のA3版をご覧くださいと思います。こちらの下部分、11-2の下部分、赤い太線で囲んだ部分がございまして、こちらが今回追加になるコンビニ交付に関する記述ということになります。若干かいつまんでご説明しますと、マイナンバーカードの券面入力補助アプリケーションを利用してコンビニエンスストア等のキオスク端末から、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターのシステムを経由しまして、接種者が申請先として指定する市区町村に接種記録を照会するということになっております。接種記録情報につきましては、氏名、パスポートの関係の情報等々と併せまして、接種証明書としてキオスク端末から交付するという流れが、この記載がございまして。

次に、資料11-1をご覧くださいと思います。資料11-1の下段の部分です。全項目評価書（素案）の主な変更内容と書いてございまして、こちらが全項目評価書に加わった部分、コンビニ交付の仕組みの流れについて簡単に分かりやすく説明してございまして。順番が若干前後しますが、この資料11-1の上段、上の部分です。コンビニ交付の概要についても記載しておりますので、若干ご説明いたします。対象のコンビニエンスストアというのは、若干、税証明とか住民票のシステムとは別のシステムを使っておりますので、現時点では、ここに列記されているコンビニだけということになります。参加する自治体も現在のところ限られてございまして、今後順次拡大されるというふうに国からは説明を受けております。申請者の

方が事前にご準備いただくものとしましては、当然マイナンバーカードと接種証明書発行料の120円が必要になってございます。こちらの接種証明書発行料120円というのは、申請者の方がコンビニのキオスク端末を利用する対価として、直接コンビニにお支払いをいただくものでございまして、区や国が手数料として、対価としてとるものではございません。

ちなみに、令和4年度につきましては、システムの運営経費というのは全て国が負担をいたしまして、自治体には費用負担は求められていないという状況です。併せて、市区町村の手料は無料としまして、お客様が負担するのはこのコンビニの直接対価である発行料120円だけという仕組みで全国一律の運用がなされている状況でございます。令和5年度以降の運営経費や運用方法については、今後国から示されることとなります。

今の資料11-1の裏面をご覧くださいければと思います。こちらが、全項目評価書の前回からの変更箇所の一覧となっております。基本的には、ただいまご説明しましたコンビニ交付に関する必要な項目を追記したものが主なものです。ただし、一番下のところ、その他の項目というところをご覧くださいければと思います。その他という項目のところ、VRSによる他市町村への接種記録照会の一括照会機能の運用が本年の3月から機能的に追加をされておりましたので、そちらの文言整理という形で、今回追加されているものでございます。

それでは、最初の説明資料の、資料11の2ページにまたお戻りいただければと思います。項番の3番、全項目評価書の事後評価について、同じく項番の4番、PIAを実施する理由、そして5番、しきい値判断につきましては、ただいま説明をしたとおりでございます。

次の3ページ目をご覧くださいければと思います。項番の6番、素案につきましては、先ほど軽く触れさせていただきました11-3の全項目評価書が素案ということになります。ちなみに、この全項目評価書のひな形は国から示されていますので、全国で全項目評価を実施する自治体は全てこの同じ評価書を用いて評価を行っております。区市町村ごとに独自性があるというわけではございません。

さらに申し上げますと、なぜ全国一律で運用されているシステムについて各区市町村が個別にPIAを実施するのかというところがございます。そこをご説明申し上げますと、システム構築を含む基盤整備については国が行うという役割分担なのですけれども、そのシステムや基盤を使って活用する情報資産については区市町村が保有管理するという整理の仕方が国から示されておりますので、今回もこのコンビニ交付参加する自治体については、そういった観点からPIAの実施が求められているというところがございます。

項番の7番、主な実施スケジュールでございます。本日9月1日の本審議会にご報告を行った後、パブリック・コメント制度による区民意見の公募を9月15日から10月14日まで行います。その後、専門性を有する外部の第三者による第三者点検を経た上で、再びその結果について本審議会にご報告をいたします。最終的には個人情報保護委員会で特定個人情報保護評価書を提出するとともに、パブリックコメントの結果について区のホームページ等で公表するという流れになってございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 本件につきまして、ご質問かご意見がありますでしょうか。

特別、ご質問やご意見ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで、終了いたします。

それでは、次に資料12、「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育指導課長】 教育指導課長でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料でございますが、資料12。それから、資料12-1本人外収集、資料12-2外部提供、今回の説明はこの2枚を中心にお話をさせていただきたいと思っております。そのほか、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書、それから同ガイドライン等を参考資料として添付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。令和3年度児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供についてご報告をいたします。本制度については、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日、本審議会におきましては、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの運用状況についてご報告をさせていただきます。なお、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。では、資料12-1をご覧くださいと思います。警察から学校への個人情報の提供があった3件の事案の本人外収集についてご報告いたします。

1番、当該児童が放課後に自宅マンション6階の外側廊下から近くで拾った他人の水筒を地面へ向かって落としたというものでございます。当該事案について警察署から学校に電話で連絡があり、学校が詳細を聞き取ったものでございます。その後、当該児童については学校でも見守りを行っているところでございます。

2番でございます。当該児童が近隣の商店において、菓子類をリュックサックに入れるところを店員が目撃し、警察へ通報したものでございます。警察署の聴取で当該児童は万引き行為を認めたため、当該警察署より学校に電話で連絡がございました。

3番、警察署の担当が来校し、面談によって学校が受けた内容でございます。児童間による金銭の受け渡しがあり、当該校に在籍する被害者及び加害者の状況等について情報提供がございました。

続いて、資料12-2、学校から警察への個人情報を提供した1件の事案、外部提供についてご報告をいたします。本協定のガイドラインにおける法的手続に基づき、警察署から当該学校に対し、個人情報の提供依頼があったため、学校は在籍児童の個人情報を面談によって提供したものでございます。報告内容は以上となります。よろしくお願いいたします。

【会長】 本件についてご質問かご意見ございますでしょうか。

特別のご意見、ご発言がないようですので、本件も報告事項ということで、了承ということでよろしゅうございますか。

了承ということで、ご苦労さまでございました。

一応、予定しました審議事項は終わりました。事務局のほうから何かご発言がありますでしょうか。

【区政情報課長】 本日は特に発言等はございませんが、少し簡単なお知らせをさせていただきますと、もう皆さんご存じかと思いますが、個人情報保護法が既に改正しております、令和5年4月から改正された個人情報保護法が各地方公共団体にも直接適用されるという形になるといったところでございます。こちらにつきましては、現在、国のほうからガイドライン等々が示されておりますので、現在、その内容につきましては、区で内容を確認させていただきまして、今後、令和5年4月以降、どのように対応していくのかといったところを検討させていただいているところでございます。現在の予定では、次回の審議会を目途に一度課題整理させていただきまして、ご報告を考えているところでございますので、もしその際は、また委員の方々の冷静なご意見等もいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会 長】今の件について特別何かご要望とか、こういうことを報告してほしいとかございましたら。今ここで気づかなければ後で事務局へご連絡いただいても構いませんのでご協力をお願いいたします。

それでは委員の方々から何か、この審議会のことについてご意見等おありでしたらお聞きしてもよろしゅうございますが、いかがでしょうか。

それもないようでしたら、また機会があったときにご発言いただくことにいたしまして、本日はこれをもちまして、第4回の審議会を閉会といたします。長時間ご協力、ありがとうございました。

午後2時50分閉会